

香川県同和教育基本方針

日本国憲法は、すべての国民に、教育を受ける権利・勤労の権利等の基本的人権の享有を認めるとともに、すべての国民は、法の下に平等であることを保障している。

しかし、同和地区においては、今なお、これらの基本的人権が完全には保障されておらず、社会的に低位の状態におかれている実情にある。このような事実が存在している限り、我が国における民主主義の確立はあり得ない。同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる極めて深刻にして重大な社会問題である。

この問題を早期に解決するには、国及び地方公共団体がその責務として必要な施策を講ずるとともに、すべての国民が同和問題を正しく認識し、国民的課題として積極的に取り組まなければならない。

教育においては、差別をしない、差別に負けない、差別を許さない、強い信念をもった人間を育成するための施策を講ずるとともに、同和地区の教育的・文化的水準の向上を図る施策を推進することによって、同和地区に対する心理的差別及び実態的差別の解消に努め、もって同和問題の根本的な解決を期さなければならない。

香川県教育委員会は、以上の観点にたつて、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、同和対策審議会答申の趣旨に基づき、次のように同和教育を推進する。

1. 学校教育における同和教育の推進

学校教育にあつては、人権尊重の精神に徹し、偏見や不合理な差別を解消し、真の民主的社会を実現していく意欲と実践力をもった人間を育成することを目指して、全教職員の同和教育に対する正しい認識と共通理解の下に、学校におけるすべての教育活動を通じて積極的に同和教育を推進する。

その具体的展開の過程においては、幼児・児童・生徒の発達段階や、地域の実態等を考慮の上、適切な指導を行うものとする。

特に、同和地区の幼児・児童・生徒に対してはその発達と教育の機会均等が妨げられてきたことを十分認識し、教育諸条件の整備を図り一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすよう努めるとともに、進路指導の一層の充実を図る。

2. 社会教育における同和教育の推進

社会教育にあつては、人権尊重の高い自覚をもち、今なお存在する不合理な差別を解消していこうとする意欲と実践力をもった人間の育成を目指し、青年・婦人・成人を対象とする各種学級・講座等、社会教育のあらゆる機会に積極的に同和教育を推進する。

その具体的展開の過程においては、地域の実態を正しく認識し適切な指導・助言を行うものとする。

特に、同和地区にあつては、住民自らが、社会的・経済的・文化的水準を向上し得るよう、各種講座等の開設、並びに自主的・組織的な教育活動の推進等、社会教育活動の一層の充実を図る。

3. 市町教育委員会における同和教育の推進

市町教育委員会にあつては、教育行政において、同和教育についての正しい認識の上に立って主体的・積極的に同和教育を推進する。

その具体的な展開の過程においては、地域の実態を把握し、十分な配慮に基づいた教育が推進されるよう留意する。

4. 同和教育指導者の育成

学校・社会・家庭における同和教育を推進するために、同和問題に関する深い認識と理解と実践力を身につけた熱意ある指導者を計画的に養成し、積極的な教育活動が推進されるよう努める。

5. 同和教育に関する研究と研修の充実

学校・社会・家庭における同和教育に関する研究と研修を組織的・継続的に行い、同和教育の一層の充実を図る。

(昭和50年10月24日)